

第2章 企業組織と法

はじめに

制度法の政策法化としての企業組織法

企業組織とは経済活動の主体となる組織であり、それは市場における活動を構成する単位として、前章の定義によれば制度法の対象の一部をかたちづくるものである。近代社会では企業は理念型としては個人を前提としていたが、実体においては当初より集団企業であり、これがしだいに資本と情報の集中により市場システムの自律的機能を歪める傾向にあったこともよく知られている。

すでにみたように、このような市場の歪みを修正することを目的として、先進諸国においては十九世紀末から政策法たる経済・社会法が生み出された。第二次大戦前のドイツや日本における「経済統制法」とその対極にあるアメリカの「独占禁止法」は、いずれもこの歪みの是正という点においては共通する性質を有している。

さらに集団企業とその典型である「株式会社」を規制する会社法は、集中や独占の発生という市場システムの变化に照応して、大きく変動している。これを先進諸国における制度法の政策法化という脈絡でとらえることが可能である。そこには、明らかに株式会社の資本調達や経営に対する国家の介入の強化という側面が読み取れるからである。

市場システム、さらにそこでの活動主体たる企業そのものが未成熟である第三世界においては、この国家介入の傾向はさらに顕著である。以下、第三世界の制度法の政策法化（経済開発法化）の典型的な事例として、この企業組織をめぐる法規制の問題について検討しておこう。

第三世界の企業組織

発展途上諸国においては、企業一般と企業組織法たる会社法とは必ずしも一致するわけではない。第一に、多くの第三世界諸国においては、企業特に大企業の重要な部分は国营企業を中心とする公企業によって占められているからである。それらは、基本的には、政府直轄事業 (Government Enterprise) ないし公社 (Corporation) とされ、一般の私企業とは概念的に区別されている。たしかに会社法上の会社として設立されている場合もあるが、例えばインドの会社法の「政府会社」(Government Company) にみるように、多くの点で、それは民間会社とは取扱いを異にしている。

第二に、これら第三世界の産業のうち支配的な農業においては、未だ個人経営が圧倒的である。

さらに、都市の商業・サービスやインフォーマル・セクターにおいても、NIE Sや東南アジア諸国においては急速に変容しているとはいえ、やはり個人企業が多数を占めているといっているであろう。

このようにみると、先進諸国から移入された会社法が実際に機能している余地はかなり限られたものであるといわざるをえない。

以下、このような限定を付しながらも、アジア諸国の会社法をごく簡単に紹介し、つづいて、それを経済開発法として位置づけた場合、どのような構想が可能かについて考えておこう。

1 アジア諸国の会社法の概観

ここで会社とは、個人とは区別される独立の法人格を有する会社を意味する。以下、社会主義諸国を除くアジア諸国の会社法制について概観しよう（各国の会社法のより詳しい概観については谷川・安田：一九八三、ASEAN諸国についての会社法および証券法の発展をめぐる問題については安田：一九八五、一九八七(2)参照）。

東南アジアのうち韓国と台湾の会社制度は基本的に日本と同じである。会社の種類は株式会社、有限会社、合資会社および合名会社があり、各々日本のそれに対応している。いずれも中進国化

の進行とともに、資本市場の育成・強化も軌道に乗りつつあり、これにともなつて、投資家保護をめざした証券規制の強化も行なわれている。

香港、東南アジアのマレーシア、シンガポール、ミャンマーさらに南アジアのインド、パキスタン、バングラデシュやスリランカというイギリス法系諸国は基本的に同種の会社法を有している。会社の種類は株式会社 (companies limited by shares)、保証有限会社 (companies limited by guarantee) および無限責任会社 (unlimited companies) に分けられる。これらのうち営利事業として最も一般的な会社は株式有限会社であるが、これはさらに公開会社 (public companies) と私会社 (private companies) に分けられる。前者は日本法の株式会社、後者は有限会社に相当すると考えてよい。

もつとも同じイギリス法系会社法といつても、独立後半世紀近く経過しているいま、その内容はかなり異なつてきている。マレーシア法 (一九六五年) とシンガポール法 (一九六八年) (カッコ内は基本法の制定年。以下同じ) は、基本的にオーストラリア法を採用しており、会社の自由な活動を保障する一方で、経営責任の強化と会社情報開示の徹底により一般投資家の保護をはかっている。この意味ではシンガポールの会社法が最も進んでおり、先進国型の会社法制を有しているということが出来る。マレーシア会社法も一九八〇年代に入り、シンガポールのそれを後追いつている。香港の会社法 (一九三三年) は、植民地という事情を反映してレッセ・フェール理念が徹底されていたが、最近では投資家保護の立場からの規制強化が行なわれている。

この対極にあるのがインド会社法（一九五六年）である。インドは、当時から社会主義型社会理念を宣明し、混合経済型の計画体制下においてきわめて政府の統制色の強い経済運営を行ってきた。会社法もこれを反映して、他の諸国に類例をみないほど政府が強い統制権限を有している。例えば、会社間の投資や貸付は全面的に政府の統制下であり、経営陣の選任からその報酬にいたるまで政府の許可を要するものとしていた。もともと一九八〇年代の自由化の流れのなかで、八八年の改正により大幅な規制緩和が行なわれ、一九九一年末現在大幅な改正が予定されている。マレーシア、シンガポールとインドの中間にあるものとして、パキスタン（一九八四年）とスリランカ（一九八二年）の会社法がある。いずれも両国の経済体制の自由化の過程で新しく制定されたものであり、一方ではそれ以前のインドと共通する政府統制を残しているが、他方では、特に資本市場の育成をめざして先進諸国から新しい規定を取り入れている。なお、バングラデシュ（一九三三年）およびミャンマー（一九一三年）はインドの一九一三年法（一九三六年改正）をそのまま採用しているが、独立後いずれも改正を行なっている。前者はインドの動きをフォロウし、後者は六一年クーデタ以降実際上効力を失っていたが、最近の自由化により再び機能しはじめた。フィリピンは一九〇七年以降アメリカ型の会社法（Corporation Law）を採用していたが、八〇年にはこれを全面的に改正した「会社法典」が制定されている。この法典は最近のアメリカ法の動きを取り入れて取締役の責任を強化する一方、新しく「閉鎖会社」の概念を採用し、小規模会社の子育成をはかるうとしている。また、会社献金の禁止や政府の株式分散化命令権に関する規定

は、その実効性はともかく、この会社法の理念を表現している。

インドネシアの会社法は一八四八年のオランダ商法典がほとんど修正されずに適用されている。これは当時のフランスのナポレオン商法典を模したものであり、当時は株式会社概念すら明確となっていなかったことを考えると、現在では著しく不十分なものであることは当然である。この欠陥は、会社設立の免許主義という旧式のシステムによって若干救われている。即ちこの免許申請に際して法務省は定款の内容を詳しく規整することにより、会社制度を現代的なものとしているのである。独立後、何度か会社法草案が作成されたが立法にはいたっていない。

タイの会社法（一九三五年）も、民商法典中の第三編契約各論中の典型契約の一つとして収められている。会社法に関しては伝統的にイギリス法の影響を受けていることが指摘されているが、同法典中の会社（limited companies）に関するかぎり、フランス法の影響も無視しえない。さらに一九七八年には当時の経済ナショナルリズムを反映した「公開会社法」が制定された。これは最低資本制や株式分散化要件などを取り入れた画期的なものであったが、厳しい規制に比べて誘引という契機に欠け、同法による公開会社は実際にはほとんど採用されていないというのが現状である。以上アジア各国の会社法は、基本的には宗主国の法制を受け継ぎながらも、各国の独立後の政治・経済体制を反映しながら、それぞれ独自の発展の道をたどっている。そこでは、先進諸国以上に企業組織を各国の経済発展に利用しようという意図をみることができ、制度法の政策法化の現象をより明確にみるができる。

2 開発の企業組織

以上アジアの社会主義圏を除く主要国の会社法を概観してきた。これらの諸国の企業組織については、これを政策レベルで考える場合、さまざまな分類が可能である。なかでも、規模を目安として考えることが一般的である。一応これを大、中および小企業（その基準は各国により異なるにしても）に分けて、それを先の会社法の枠組みの中でとらえ直し、政策レベルでの開発の企業組織を構想してみよう。

大企業

大規模な装置を備える企業はおおむね各国の先端・戦略部門に従事しており、企業形態としては公企業の場合が多く民間企業の場合には大株式会社であることが普通であろう。公企業に関しては、一般に政府直営事業体、公社および会社法上の会社（特殊会社）という三つのパターンが認められ、この順序に従い企業の自主性が強くなる。特に株式会社に関しては一九八〇年代の民営化の進行に伴い、政府が過半数の株式を有しながら証券市場に上場しているケースも出現している。民間企業に関しては、これらの諸国においては家族企業から急激に発展したものが多く、その体質から抜けきれないという問題とともに、資本市場が未成熟ということから、未だ閉鎖的な企

業集団（財閥）のままというものが多い。さらに、これらの企業は外国企業（多国籍企業）との資本や技術面での提携関係を容易に結びえる立場にあったが、このことも、これらの企業の独占的な立場を強化した。

一九七〇年代から、社会公正の実現と所得格差の是正という立場から、これらの家族大企業の「公開化」、即ち株式公開による一般投資家の参加促進政策が展開された。これらは、タイやフィリピンの会社法改正の際の大会社の株式公開要件の徹底化や、インドネシアの資本市場の育成に際しての政府の新株引受権の規定をめぐる議論にみられる。さらにマレー人の持株比率の上昇をはかったマレーシアのプミプトラ政策の目標とその実施過程は、まさにこのような理念の具体化であるといつてよい。韓国でも立法により株式公開を促そうという動きがみられたし、インドの独占禁止法の運用に際しての財閥企業への株式公募条件の賦課、さらには、財閥企業、政府資本と一般投資家を結合した公私合弁セクター構想等にもこの理念はみられる。いずれの場合も、これらの政策は、多国籍企業規制と連動しており、多くの諸国で、同時に多国籍企業の持株規制および技術移転規制が行なわれている。

このような政策がある程度の成功を収めた背景には、技術革新にともない投資額が巨大化することにつれて、家族内から調達された資本だけでその必要分を充たすには不十分となってきたという状況がある。この結果として、国により相違があるとはいえ、各国の巨大企業については、株式所有の分散化はかなりの程度進行し、これにともない単なる所有による支配からの離脱、即

ち経営の専門化の傾向をみる事ができる。

一九八〇年代の経済体制の自由化や規制緩和が進行するにつれて、これらの企業への政府統制も緩和されつつあるが、これについて以下の諸点が問題となろう。

第一に、すでにみたような株式分散化の政策の効果もあり、これらの企業の多くは証券取引所への上場会社である。このためにも、証券市場の育成・強化が不可欠であり、そのための諸政策が採用されているが、これと同時に、先進諸国と共通する一般投資家の保護政策課題となりつつある。これは経営責任の強化と会社情報の開示の徹底により達成されるものであるが、そこでは未だ政府による政策的介入の余地が先進国より強く残されている。

第二に、株式分散化と密接に関係するが、企業の所有と経営面における労働者参加の問題である。これらの企業は多くの労働者を雇用しているが、先進国においても大企業における労働者参加が問題となっている現実を考えれば、アジア諸国においてもなんらかのかたちで検討が必要であろう。実際にフィリピンでは財団を通じての従業員持株制度もみられ、インドでは公企業においてこれを制度化している。

第三は、よりマクロ・レベルに関する問題である。これらの大企業が各国の戦略部門を担当するところから、それは政府の産業政策と密接に関係する。ここから二つの相反する方向が導かれる。一つは、この結果として、これらの企業は政府の強い影響下におかれ、他の企業とは比較にならないほどの政府の直接・間接の規制（助成を含む）を受ける。もう一つは、その巨大

性が市場システムに及ぼす影響の問題、即ち独占の問題である。すでに、韓国、タイやインドにおいて「独占法」が制定されているが、そこにはこの二つの性格が混交しているといつてよい。もつとも、経済が発展し、市場システムが安定するにつれて前者から後者への移行という傾向を讀み取ることができよう。

中企業

中企業のための企業組織としては、非上場株式会社、即ちイギリス法系会社法という私会社や大陸法での有限会社を想定することができよう。これらの企業は、家族や友人というお互いに見知りあっている者たちが出資したものであるという点で、「一般投資家」を前提とする大企業と區別される。そこにあつては、大企業にみられるような所有と経営の分離という現象はみられず、したがって投資家保護のための特別な方策も必要ではない。

また、その事業分野も、性質上巨大資本を要する戦略部門と異なり、比較的短期に利益回収が可能な雑多な部門ということになる。そこでは、政府の産業政策の直接の対象とはなり難く、企業は常に競争状態にある。

企業の内部関係に関しては大会社のような経営陣に対する特別の規制を要せず、基本的には出資者と経営陣との契約関係として規律されよう。この限りで企業情報の公開ということは問題とはならない。ただ、これらの企業の取引相手たる債権者については、その債権の保全という限り

で一定の企業情報の開示を要求することができると考えるべきであろう。

これらの企業は市場システムに最も適合するものであり、したがってその規制もレッセ・フェールの状態におかれるべきであるが、市場の失敗とされる環境や消費者保護に関する問題については、大企業同様の規制に服するのは当然である。

小企業

ここで、小企業とは、先進諸国の分類とは若干異なり、いわゆる零細企業ともいべきものを意味している。これらの企業は、出資者、経営者および労働者の三者が一体化しているという特質を有しているのである。これには大きく二つのタイプがあろう。一つは、それなりに利益の蓄積が可能であり、やがて中企業さらには大企業に成長しうるものである。その限りではこのタイプの企業は中企業の延長上にあると考えてよい。

しかし、第三世界においては、このような可能性を切断されたタイプの小企業が数多く存在する。大都市のインフォーマル・セクターと称される露店商、廃品回収業などがそれであり、彼らはいわば潜在失業の一つの形式として生み出されているのである。これらは、経済の発展とともに姿を消すものとされるが、そこまでいくには長期の期間が必要である。そこで、これらの零細企業を独自の企業類型としてとらえる必要性が生じる。

このような企業は個人企業ということになるが、それは家族全員の労働により支えられるもの

であり、一般の企業活動の目的である利益は労賃と分離されえない。そこでは、生活のための労賃の確保という社会政策的視点が重要となる。それは、高利貸しや生産手段の所有者による搾取や取引相手による不正取引の禁止という個別の法政策により実施されよう。しかし、企業組織の面では、これらの個人企業の組織化（例えば協同組合化）は重要な政策課題である。この組織化により、これらの企業は、一方では、共同購入や共同生産施設の設定などの諸方策により当該事業の近代化とともに、営利事業への脱皮の方向を探ることができ、他方では、現在の生活のための最低の条件を確保するための対抗力をうることとなる。

その企業組織形式としては、前記のような協同組合が考えられるが、そこで最も重要な点は、その運営が出資という資本を単位として行なわれるのではなく、参加した個人を基本に行なわれることであるように思われる。

まとめ

以上、各国の会社法の概観の後、開発の企業組織について大まかなデッサンを行なったが、最初に述べたように各国の具体的な規模や法の形式を考えるには、その法制度はもとより、社会・経済のより詳しい検討が不可欠である。